

地域が見守る・気にかける みんなで防ぐ虐待

障がい者虐待防止とは

障がいのある方の権利を守る法律「障害者虐待防止法」が平成24年10月から施行されています。

この法律は、障がい者を支援している家族や福祉施設、そして障がい者を雇用している企業に対して虐待が起きないように支援していくことや、万が一、虐待が起きてしまったときの対処方法などを規定しています。

障がい者虐待とは、次のいずれかに該当するものです。障がい者虐待は、虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されている障がい者が声に出せない場合があります。そのため、虐待を早期発見するには、さまざまなサインを見逃さないことが大切です。

高齢者虐待防止とは

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)が平成18年4月から施行されています。

この法律は、高齢者(65歳以上)に対する家族などの養護者や要介護施設従事者による虐待の防止を目的としています。

地域ぐるみで高齢者本人を虐待から守るだけでなく、虐待をしてしまっている家族などを支援することも大切です。

介護者の孤立や介護疲れなどにより高齢者への接し方が乱暴になるなど、虐待の自覚や不安があっても改善できない場合もあります。養護する側への適切な指導や支援が必要です。

「もしかしたら虐待かも」と思ったら、迷わず相談・通報をお願いします。

第三者が介入することで虐待の深刻化が防げます。

虐待に関する相談窓口

●本村の相談窓口

すこやかセンター内福祉課

(保健センター、地域包括支援センター、飛島村障害者虐待防止センター)

※夜間、土曜・日曜および祝日は、飛島村役場 宿日直対応

●認知症に関しての村外での相談窓口

【高齢者】認知症の人と家族の会 電話相談 ☎0120-294-456

午前10時～午後3時(土曜・日曜および祝日を除く)

警察からのお知らせ

けいさつ
だより



飛島村内犯罪状況 (令和元年12月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
12月	0	0	0	0	0
1～12月	4	1	0	3	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
12月	0	0	0	0	0
1～12月	0	0	2	0	6
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
12月	0	0	0	0	
1～12月	7	3	0	9	